

平成 30 年度におけるアスベストに関する調査結果の概要について

令和元年 10 月 31 日
環境管理課 大気・水質班
電話 018-860-1603

1 アスベスト対策の経緯

- 平成 17 年 6 月にアスベストによる健康被害が全国的に社会問題となったことから、県では同年 7 月に庁内関係課室、秋田市及び秋田労働局からなる「アスベスト問題連絡協議会」を設置し、県内のアスベストの使用実態の把握に努めるとともに、相談受付体制の確立や吹付けアスベスト除去作業時の監視を強化した。
- 平成 18 年 3 月には、アスベストによる健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした「石綿健康被害救済法」が施行され、県では特別遺族弔慰金等の申請受付業務や県広報誌等による制度の周知を行った。
- 平成 20 年 12 月には、救済の対象者や給付対象期間が大幅に拡大され、さらに、平成 22 年 7 月には、「中皮腫」、「石綿による肺がん」に加えて、著しい呼吸機能障害を伴う「石綿肺」及び「びまん性胸膜肥厚」が救済の対象として追加された。
- 平成 20 年 1 月には、国内では使用されていないとされていたトレモライト、アンソファイト、アクチノライトが検出される事案が他県で判明したことから、県では国の通知に基づき、分析調査を徹底するよう関係機関等に対して周知した。
- 平成 26 年 6 月には、改正大気汚染防止法が施行され、建築物解体等工事がアスベスト粉じんを排出する作業を伴う建設工事（特定工事）に該当するかの事前調査、その結果の施主への説明及び結果等の掲示が義務付けられた。さらに、立入検査の対象が全ての建築物解体等工事に拡大されたことから、県では特定工事のほか建築物解体等工事全般に渡る立入検査を実施し、アスベスト飛散防止に向けた監視を強化している。

2 平成 30 年度調査結果の概要

(1) アスベストに係る相談・問い合わせ状況

相談・問い合わせは 67 件あり、うち 57 件が健康に関する相談で最も多い。

次いで建築物対策等に関する相談が 9 件で、他は廃棄物処理に関する相談が 1 件となっている。

相談件数 (H30. 4. 1～H31. 3. 31)	67
累 計 (H17. 7 ～H31. 3. 31)	1, 493

(2) 石綿健康被害救済法に基づく申請、請求及び認定の状況

石綿健康被害救済制度による救済給付及び特別遺族給付金の申請・請求は3件、認定は3件であった。

受付先	石綿健康被害救済制度による救済給付			特別遺族給付金 (年金及び一時金)	合計
	秋田県	秋田市	環境再生保全機構又は 環境省地方環境事務所	労働局	
申請・請求件数	1(41)	0(18)	2(36)	0(3)	3(98)
認定決定件数	3(73)			0(1)	3(74)

注 括弧内の数は制度創設(平成18年3月27日)からの累計。

(3) 吹付けアスベスト調査結果

前回調査からの増減については、次のとおりである。

民間建築物の「未対策施設」が新たに1施設見つかった。「対策済施設」に増減はなかった。

なお、未対策施設に対しては、除去等の対策を早急に講じるよう指導している。

対象施設	吹付けアスベスト使用施設数	うち、除去対策工事済施設数	うち、囲い込み・封じ込め対策工事済等施設数	対策済施設数 (小計)	対策工事	未対策施設数
					実施率	
県有建築物	51	51	0	51	100%	0
市町村有建築物	126	111	11	122	97%	4
民間建築物	116(+1)	68	34	102	88%	14(+1)
合計	293(+1)	230	45	275	94%	18(+1)

注1 括弧内の数は、平成29年度調査結果からの増減。

注2 「吹付けアスベスト使用施設数」は、新たな使用施設の発見又は未使用の判明等により、増減する場合がある。

アスベスト関係相談件数及び吹付けアスベスト調査結果

1. アスベストに係る相談・問い合わせについて（期間 H30. 4. 1～H31. 3. 31）

相談内容		件数	これまでの主な相談事例
健康相談		57(665)	<p>中皮腫はアスベストが原因と聞いたが、どのような病気なのか。救済制度があると聞いたがどのような制度なのか教えてほしい。</p> <p>昔、勤務先でアスベストを含む断熱材を使用しており、最近体調がすぐれないので検査したいが、どうすればよいか。</p>
建築物対策	建築物一般	2(453)	<p>住宅に使用されている建材にアスベストが含まれているか調査したいが、どうすればよいか。</p> <p>建築物の環境中のアスベスト濃度の測定は、どのようにすればよいか。</p>
	解体工事	7(107)	<p>アスベスト除去工事を実施する際に必要な手続きや、届出書類の提出先を教えてください。</p> <p>アスベスト除去工事を行う際に実施するアスベスト濃度調査は、どのように実施すればよいか。</p> <p>壁面等の塗料に石綿が含まれていた場合、特定工事の届出等が必要になるか。取扱いを教えてください。</p>
	廃棄物	1(67)	<p>アスベスト廃棄物はどのように管理・処理すればよいか。</p> <p>アスベストの製品サンプルは、どのように処理すればよいか。</p>
その他		0(201)	<p>アスベスト除去工事に対する助成制度はあるか。</p> <p>冷蔵庫に使われている保温材にアスベストは使われているか。</p>
計		67(1,493)	

注 括弧内の数は、調査開始（H17.7）からの累計。

2. 吹付けアスベスト調査結果総括表

(1) 県有建築物

調査機関	調査対象施設	吹付 アスベスト 使用施設数	うち、除去対 策工事済施設 数	うち、囲い込 み・封じ込め対 策工事済等施設 数	対策済施設数 小計	未対策 施設数
営繕課	本庁舎等	1	1	0	1	0
	県有建築物	13	13	0	13	0
農地整備課	(知事部局)	1	1	0	1	0
建築住宅課	公営住宅 (県営住宅)	0	0	0	0	0
公営企業課	発電所等	0	0	0	0	0
警察本部	警察署等	15	15	0	15	0
教育庁	県立高校等県有 教育関係施設	21	21	0	21	0
計		51	51	0	51	0

(2) 市町村有建築物

調査機関	調査対象施設	吹付 アスベスト 使用施設数	うち、除去対 策工事済施設 数	うち、囲い込 み・封じ込め対 策工事済等施設 数	対策済施設数 小計	未対策 施設数
市町村課	市町村有施設	126	111	11	122	4

(3) 民間建築物

調査機関	調査対象施設	吹付 アスベスト 使用施設数	うち、除去対 策工事済施設 数	うち、囲い込 み・封じ込め対 策工事済等施設 数	対策済施設数 小計	未対策 施設数
建築住宅課	建築住宅課調査	78(+1)	46	21	67	11(+1)
所管部局	関係施設調査	38	22	13	35	3
計		116(+1)	68	34	102	14(+1)

全県	合計	293(+1)	230	45	275	18(+1)
----	----	---------	-----	----	-----	--------

※ 括弧内の数は、平成 29 年度調査結果からの増減

※ 「(3) 民間建築物」の「建築住宅課調査」の調査対象は、概ね延べ床面積 1,000m²以上の建築物又は建築物所有者等により報告があった建築物。(市町村有施設、県所管部局で調査している関係施設を除く)

※ 「うち、囲い込み・封じ込め対策工事済等施設数」には天井板等で覆われている「囲い込み状態」を含む。

3. 吹付けアスベスト使用未対策等施設一覧

(1) 県有建築物

該当なし（吹付けアスベスト使用施設について、全て除去工事済）

(2) 【未対策】市町村有建築物

市町村名	使用施設名	使用箇所	今後の対応等
秋田市	旧御野場汚水処理場（未使用）	ブロワ室（天井）・壁上	R1 年度解体予定
北秋田市	市立阿仁診療所	地下ボイラー室（天井）	立入制限・R2 年度解体予定
仙北市	旧市立角館総合病院	ボイラー室（天井）・壁	立入制限、R2 年度解体予定
	市立角館樺細工伝承館	地下室（天井）・壁	立入制限

(3) 【囲い込み・封じ込め済】市町村有建築物

市町村名	使用施設名	使用箇所	備考
能代市	ニツ井公民館（旧福祉会館）	講堂（控室・控室トイル・調光室）・ 2F（物品庫・通路）・大会議室	講堂：一部除去 その他：囲い込み措置済
男鹿市	男鹿市本庁舎	パッケージ室・ファンルーム の壁・天井	封じ込め措置済
湯沢市	旧皆瀬学校給食センター（未使用）	調理室の梁部分・洗浄室・倉 庫・廊下（天井）	封じ込め措置済
	雄勝中学校	屋内運動場	封じ込め措置済
潟上市	市立湖岸保育園	屋根裏	囲い込み状態
大仙市	大曲仙北広域市町村圏組合消 防本部・神岡分署庁舎車庫	車庫天井・内壁一部	封じ込め措置済
	大曲仙北広域市町村圏組合消 防本部・南外分署庁舎車庫	車庫天井・内壁一部	封じ込め措置済
北秋田市	北秋田市消防署森吉分署	天井裏	囲い込み措置済
五城目町	農村環境改善センター	折板屋根裏	囲い込み状態
羽後町	五輪坂ハイツ	機械室（天井）	囲い込み措置済
	町立羽後病院	旧館ボイラー室（壁・天井）	封じ込め措置済

※ 平成 30 年度中に除去工事を終了した施設はなかった。

※ 調査機関が施設名を公表しているもののみ掲載している。